

(ポイント)

● 4月27日付で発出しました領事メール「新型コロナウイルス感染拡大を受けてのカトマンズ盆地内3郡における行動規制について」に一部修正があります。

新型コロナウイルス感染拡大を受けてのカトマンズ盆地内3郡における行動規制の一部修正について

1 4月27日付で発出しました領事メール「新型コロナウイルス感染拡大を受けてのカトマンズ盆地内3郡における行動規制について」に関して、カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は同日、行動規制の一部訂正を発表しております。

2 発表された訂正の主な内容は以下のとおりとなります。

(1) 行動規制期間中も認められること

(訂正前)・スーパーマーケット、デパートメントストア(ただし、ともに生活必需品エリアのみ)の午前10時から午後5時までの営業

(訂正後)・スーパーマーケット、デパートメントストア(ただし、ともに生活必需品エリアのみ)の午前6時から午前10時まで、午後5時から午後7時までの営業

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。